別記第５（第43条の２関係）

サプライチェーンリスク対策に係る追加要件

受注者は、国立大学法人長岡技術科学大学契約事務取扱細則第43条の２の規定に基づき、「IT 調達に係る国等の物品等又は役務の調達方針及び調達手続きに関する申合せ」（平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ）（以下、「IT調達申合せ」という。）に定める情報システム・機器・役務等に関する調達を受注する場合において、以下の追加要件を満たさなければならない。ただし、本要件の一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、発注者と協議の上で、当該部分を除外することができるものとする。

第１　受注者は、情報システム等に関する調達の受注に当たり、システムの設計・構築、運用・保守、廃棄等の各工程において、発注者の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理を一貫した品質保証体制の下で実施するとともに、不正な変更等が発見された場合には、発注者と受注者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備しなければならない。

第２　受注者は、発注者の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を整備するとともに、発注者から求めがあった場合は、これを証明する書類（第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は当該書類とする。）を提示しなければならない。

第３　受注者は、発注者から求めがあった場合は、資本関係・役員の情報、この契約の実施場所、この契約に従事する者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提示しなければならない。受注者がこの契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託先についても同様とする。

第４　受注者は、この契約の履行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、発注者が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、発注者が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報セキュリティ監査（発注者が別途選定した事業者による監査を含む。）を受け入れなければならない。

第５　受注者は、情報システム等を構成する要素（ソフトウェア及びハードウェア）として採用した機器等について、不正な変更が加えられていないことを受注者において検査する体制を確立しなければならない。

第６　受注者は、この契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負わなければならない。

第７　上記要件のほか、発注者が受注者に対してIT調達申合せに基づく対応を求めた場合、受注者は発注者と協議の上で、これに応じるものとする。